

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

私から、議会費並びに監査委員費について、ご説明します。

事業番号1番から6が議会費となっております。前年比180万ほどの増となっておりますが、人件費の増が130万、加えて議員活動における委員会時の車両借上げ、こちらで約45万ほど増となったことで、今回議会費が増となっております。

続きまして、事業番号76、77監査委員事務に関する内容です。こちらにつきましては、昨年度と大きな変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。以上です。

(議長)

はい。次に、総務課長。

「総務課長」(補足説明)

私の方からは、総務課所管の条例4本と予算の方を説明させていただきます。

まず、条例の方、先に説明させていただきます。

最初に、議案第17号、江差町個人情報情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書は議案その2の差し替え版の5ページからとなります。資料は43ページからの資料42となります。

議案が差し替えになった点について、ご説明申し上げたいと思います。今回、条例に罰則規定がある場合は、事前に検察庁と協議することとなっており、経過措置において罰則を定めておりますことから、検察庁と協議をしていたものでございますけれども、検察庁から指摘を受けましたことから、今回修正版ということで修正させていただいたものでございます。協議が思った以上に時間を要しましたことから、結果としてすでに配布した議案を差し替えることとなりました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、条例の内容をご説明いたしますが、資料42の方でご説明申し上げます。国では、個人情報保護法改正し、国独立行政法人、民間事業者、各地方公共団体について、それぞれ規定されていた規律を一元化いたしました。それに伴い令和5年4月1日からは、各地方公共団体においても法が直接適用されることから、改正後の個人

情報保護制度に適合するように条例を整備することとなり、現行の条例を廃止して法律の施行条例として新たに制定するものでございます。

新たに制定する施行条例の概要でございますが、44ページからの(1)、条例の概要の表、こちらが新たに制定する施行条例の内容となっております。現行制度からどういうふうに変ったのか。主な変更点でございますが、それについては、46ページ中段の(3)、改正法が適用されることによる現行制度からの主な変更点をご覧くださいただければと思います。

新たに施行する法施行条例は、施行日は令和5年4月1日としているものでございます。

次に、議案第18号、江差町個人情報保護審査会条例の制定についてご説明申し上げます。議案は、同じく議案目次その2の6ページからとなります。これについても、差し替え版となっておりますが、提案理由が個人情報保護施行条例とまったく同じ文言でしたので、そちらの方を訂正させていただいたものでございまして、条文の中身は変わってございませんので、ご承知を願いたいと思います。

説明につきましては、先程の資料の続きで説明させていただきます。46ページの5、江差町個人情報保護審査会条例の概要からでございます。今回制定する審査会条例でございますが、これまで審査会に関しましては、現行条例で規定しておりましたけれども、現行条例が廃止されることに伴い、こちらも新たに条例を制定するものでございます。条例の概要につきましては、46ページからの(1)、条例の概要をご覧くださいいただきたいと思いますが、基本的には従前と同様の内容となっております。施行日は、令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第19号、江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書は102ページからとなります。資料は50ページの資料43、新旧対照表となります。これにつきましては先程述べましたように、現行の個人情報保護条例が廃止となり、法律の施行条例を制定するということになりましたので、現行条例を参照している条例について、参照先を条例から法律に改めたものでございます。施行日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第20号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案書は104ページをお開き願いたいと思います。資料は51ページからの資料44新旧対照表とでございます。新旧対照表でご説明いたしますが、町議会議員、町長選挙におきまして、選挙運動用自動車やビラなどの経費について、公費で負担することとして条例定めてございますが、その単価について国の規定が改正となったことから、条例においても国に合わせた単価に改正するものでございます。

まず、自動車の借入れについて支払うべき金額を1万5,800円から1万6,100円に、燃料の代金は7,560円から7,700円に、次のページになります。ビラ1枚当たりの単価が7円51銭から7円73銭に改めるものでございます。施行日

は交付の日からとしてございます。

続きまして、予算の方ご説明申し上げたいと思います。総務課と選挙管理委員会所管の予算の内容を説明いたします。予算資料の事務事業の一覧で新規事業大きく増減した内容を中心に説明申し上げたいと思います。

予算資料の8ページをお開き願いたいと思います。7番職員研修から16番町例規管理となります。内容は例年どおりで大きく変更となっている点はありません。

次に、9ページでございます。45番江差町交通安全運動推進協議会運営補助から、49番消費者問題住民運動対策、1つとんで51番公平委員会負担金から55番の諸費事務までとなります。

46番交通安全対策指導員配置ですが、1名勇退されたことや指導員も高齢化してきていることから、イベントの交通誘導など一部外部委託することで委託料の部分が増となっており、全体として120万円ほど増額となっております。

また47番の交通安全指導兼災害対応公用自動車購入でございますが、新規事業となっております。現在の公用車、足回りがかなり腐食しており、車検はほぼ通らないということで指摘を受けてましたので、新たに購入することで予算計上いたしました。

また、52番石川県珠洲市交流事業でございますけれども、新型コロナウイルスも5類に移行する見込みであることから、本年から復活できるのではないかと考えており、珠洲市と再開に向けて協議をしていきたいと考えてございます。それ以外は例年どおり大きく変更となっている点はありません。

次に、10ページでございます。72番選挙管理事務から74番江差町議会議員選挙でございますが、知事道議選挙は4月9日執行、町議選挙は8月10日満了でございますので、7月下旬の執行となろうかと思っております。その経費を計上してございます。

次に、11ページでございます。132番厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金から134番の水道事業会計上水道高料金対策でございます。内容としては、例年どおりの内容となっております。

次に、12ページでございます。153番再生可能なエネルギー推進事務から、159番狂犬病野犬対策までとなります。153番の再生可能なエネルギー推進事務でございますけれども、ゾーニングの設定というのを目指してございますけれども、そのゾーニングを設定していくための先進地視察などの旅費を計上しているものでございます。それ以外は、例年どおりの内容となっております。

次に16ページでございます。286番の行政組合分担金、常備消防費から295番空き家対策推進まででございます。287番除細動器購入については、新規事業でございます。290番の消防団3号車両更新も新規事業でございます。294番の災害備蓄品整備につきましては、整備計画の目標とした数量にほぼ充足してきたことから、新年度は残りの数量分とローリングストック等々となり、昨年度から比較して200万円ほど減額となっております。それ以外は例年とおりになっております。

予算の説明は以上となります。総務課の説明は以上となりますので、よろしくお願

いたします。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

質疑希望、はい、はい、はい。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

3点お聞きします。

まず1点目ですが、指定管理者について、ちょっと全体的なことでお聞きしたいと思います。個別なことは、取りあえず入らないつもりでいますが、私しばらく、決算予算も含めて指定管理者の全体像取り上げていなかったもので、総論的にお聞きしたいと思います。

2点あります。全国的にこの指定管理者というのは本当に増えてって、よくワーキングプアとかですね、ブラック企業とか、別にこのことを言っている訳じゃないですよ。そういう意味で改めて働く方のその賃金に絞って、お聞きしたいと思っておりますが、ある所で結局コロナの関係で、収入が減っちゃったと。その契約の仕組みなんでしょうかね、結局、その働いている人のそこにしわ寄せいっちゃったというのもありましたが、まず、1点目。江差の指定管理者の部分で、そういうことってあるのかなのか。ちょっと仕組みがよくわからないので、ちょっとお聞きしたい。これが1点目。

この点で2点目。そもそも、契約によって違うのかもしれませんが、ただ、事実上、働いている方、今まで江差町の直営だった部分が民間にいったというだけの話であって、そうすると、現時点で賃金水準、いわゆる賃金水準、契約の内容によるのかも知れませんが、どうなっているのか。民間並みなのか。役場で言えば会計年度職員並みなのか。仕事によって違うのか。いずれにしても、ちょっとお聞きしたいんですよ。この間物価が上がっているということも含めて、今いろいろ管理費用、中でそこらへんが何か考慮されているのかですね、その点についてお聞きしたい。が指定管理者の問題。

2点目。今年、町議選挙があります。去年、町長選挙もありました。選挙はありませんでしたが、全国的にもこの江差町でも投票率の問題、本当に低くなってきている。要因は、いろいろあるんでしょうけれども、総務省でも度々、いろんな取扱い、取り組み事例だとか出してますし、近隣町でもあのでこの手、試行錯誤で投票率向上の対策をとっております。送り迎えするとかですね、投票所まで車で連れていくとか、いろいろありますが、江差でも何かできる対策、いろいろあると思うんですけども、その点について、何か検討しているか、もしくは、検討していただきたい。この点について

てお聞きしたい。

最後です。津波問題も今日出ましたが、津波に限らず町長の執行方針では、豪雨のことも触れてましたし、何あるかわかりませんが、いずれにしても、我々今何出来るかったら、避難訓練、江差町で本当にこの間、地域に入って苦勞されているのも重々わかっていますが、ぜひ、それを続けてもらいたいのと、今日のこの予算質疑では、いつも条件がいい時の訓練なんです。昼間だとかですね、全部条件が十分整ってから訓練だとか。じゃなくて、今、結構あちこちで冬、雪降っている時とか、夜だとか、だから、なかなか高齢者とかできないにしても、そういう厳しい条件というの、年に1回でもいいからですね、どっか対象者が仮に少なくともいいから、とにかく厳しい条件の中で、もし今までやったことあるのならそれも含めてなんです。せめて身近なところでそういう訓練もやったんだというのを我々自治会の立場でも、ぜひ、声掛けしてもらえれば、積極的に自治会でも対応できるかなと思うんですが、その点についてお聞きしたい。

以上、大きく3点です。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

小野寺議員から大きく3点、指定管理者、それから投票率と避難訓練。指定管理者に関しましては、総務課、選考委員会の事務局持っているというような立場で、答弁させていただいて、全体的な部分で、個別の部分になりましたら、各課でお願いしたいなとは思ってございます。

それで、収入コロナ、コロナで収入も減、それが例えば、指定管理者の経営だったり、賃金だつたりに影響があるのかということなんです。形態それぞれありまして、例えば、利用料金制度の施設もありますけども、それ以外の施設であれば、例えば文化会館、追分会館であれば、施設の収入と関係なく、あくまで管理に必要な経費、指定管理料として支払っております。その収入の部分は、町の方に入りますので、利用が少なくなったからといって、それが経営に影響を与えているということは、ないのかなと思っております。

2点目の指定管理者、2点目に賃金水準、これにつきましても、それぞれ形態によって違うというところもありますし、基本的にはやはり事業がいくら支払うかということなんでしょうが、指定管理料を算定する積み上げの中では、町としては、その会計年度任用職員並みということで、民間並みというのがどのレベルなのかという部分の疑義はあるんでしょうけども、総務課としては、会計年度職員並みということでの認識はあります。

例えば、ある施設であれば、係の職員から主任だった総括責任者という部分で、段階的なその賃金設定をしておりますけども、一番下の係職員でも会計年度任用職員並

みでは計算しておりますので、相対的にはそれ以上ということの認識になるかなと思っております。

それから物価上昇、物価高騰に関してでございます。指定管理料4年間あるいは5年間で、年度、毎年度同額の指定管理料ということで、協定を結んでやっている訳なんですけども、基本協定書では、物価変動、あるいは事情変更が経済動向の変更がある場合は、指定管理者から申し出があれば、協議するという状況でございます。実際、昨年12月定例会だったと思います。燃料高騰で指定管理料、見直ししてございますし、申し出があれば協議をしていって、また、妥当であれば見直しをしていく。そのように対応していくこととなろうかと思っております。ただ物価高騰、どの程度であったら、数パーセントでもなのかといろいろございますので、まず、協議、お互いの協議でどれだけ経営に響いているのか、そういった部分の協議になろうかとは思っております。

次に、投票率ですね。投票率。今現在、投票率、町のホームページでも公表しておりますけれども、国政選挙と道政選挙でそんなに高くなく6割、60パーセント前後、町議選挙などでは、70パーセントぐらいということになってございます。

それで、総務省でも確かに事例集出してございまして、期日前投票所、商業施設で開設するとか、移動支援等々の取り組み載っています。管内では、今金町で昨年、参院選の移動期日前投票所を施行していますし、上ノ国町では数年前から統廃合した投票所の区域の送迎バス運行しているということで、その辺は承知していたところでございます。町といたしましても、タイミングと言いますか、そろそろうちも検討していかなければならないと思っていたところございまして、その辺、近隣の町村、経費だったり、投票率向上への起用はどの程度なのか、そういう部分を情報収集見極めながら、選挙管理委員会の委員さんの部分の意見も踏まえながら、前向きに検討していきたいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

避難訓練でございます。日中の避難訓練ということで、これまでやってきた訳なんですけど、北海道厳しい冬、その夜にとかっていう部分も十分想定されます。そういったシチュエーションで実際に体験するというのは、議員おっしゃるとおり、大いに意義があると思っておりますので、実施については、検討して行きたいと考えてございます。今考えておりますのは、例えば、冬期に文化会館やまなびっく体育館などで段ボールベット、毛布、そういったので一晩過ごしてみるような避難所運営訓練をどこか特定の町内会自治会というよりは、オープンな訓練で希望者が誰でも参加できるようなもの、そういったもの、今のところはイメージしてございます。いずれにいたしましても、実施に向けて検討していきたいと考えておりますので、ご理解願えればと思っております。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

1点だけ、再質問。

指定管理者の賃金の件ですが、その確認の方法、これ、前にも何年も前に聞いたことあるんですが、総務省のいろいろ見ても、なかなかそこまで、なかったような、例えば労働条件、勤務時間だとかですね、年休だとか、そういう部分については、当然、きちっと要件としていろいろ確認とか何かできそうなものもあったけど、賃金に関して言うと、今、課長おっしゃったとおり、積算の根拠としては、今のお話のとおり会計年度任用職員の部分でありますよ、と言っているだけであって、果たして、その現場がきちっとその部分、払っているかどうかという確認は多分、していないですよ。もし、しているんだったら、してないですね、今のうなずきだと。これって、何らかな形でやる必要があるんじゃないでしょうか。もしくは、やれないんでしょうか。その点について、お聞きしたいと思います。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

ちょっとそれは、所管の課長さんとも話をしないと、ちょっと私だけの答弁でなかなか難しいかなと思いますので、ご検討課題ということで受け取らせていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長)

いいですね。はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管予算並びに関連議案について、質疑を終わります。

説明委員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 16:39